



(1) 任意入院について

◎ 任意入院は、ご本人の同意に基づく入院形態です

患者さん自身が病気への理解と治療への協力が可能であり、入院する意思が確認出来る場合に、ご本人の同意に基づき入院して頂く形態です。

原則、開放的な環境においてご本人の求めに応じ、夜間を除いて病院の出入りが自由に出来る処遇を言います。

当院は閉鎖病棟への入院となりますので、ご了承ください。

(閉鎖病棟入院同意書をご記入頂きます)

◎ 本人の希望があれば、退院することが出来ます

ただし、精神保健福祉法に基づき、医師の判断で退院を一時的に制限することがあります。

(2) 医療保護入院について

◎ 医療保護入院は、同意者の同意に基づく入院形態です

精神保健指定医の診察の結果、入院が必要と認められた場合、本人の同意がなくても、家族等（*1）のうち、いずれかの者（同意者）の同意があれば入院することが出来る入院形態です。

(*1) 家族等について

精神保健福祉法における家族等とは、配偶者、親権者、扶養義務者（*2）、後見人又は保佐人と定められています。

精神科病院では、適正な治療を行う為、病状によって患者さんの意思に反して医療を受けて頂く場合や、行動を制限しなければならない場合があります。入院期間中は、医師への協力や治療への同意、自宅又は地域等への退院についても行って頂きます。

(*2) 扶養義務者について《民法第877条》

直系血族、兄弟姉妹及び家庭裁判所に選任された三親等以内の親族を指します。

